

1 根拠法令 長野市景観顕彰制度実施要領

長野市景観顕彰制度実施要領（抜粋）

（審査）

第4 審査は、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）において行う。

2 審査にあたっての選考基準等は審議会で定める。

2 長野市景観賞選考要領 ～R 7 第1回景観審議会（R 7.4.30）にて承認済み

（1）選考基準

ア：景観賞

（ア）魅力的な景観を形成する上で総合的に優れている建築物等

（イ）活動の対象としている建築物等又は活動の成果としての建築物等が魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているとともに、十分な活動実績があり、継続性及び発展性が認められる団体等

選考要素

- ① デザイン、色彩など、周辺の景観に対して配慮されているもの
- ② 積極的な緑化など、地域環境の向上に貢献しているもの
- ③ オープンスペースの提供など、地域社会に対して配慮されているもの
- ④ 長野の歴史、文化などに対して配慮されているもの
- ⑤ 長野市民の誇りとなりうるもの
- ⑥ 耐久性、技術力、創造性などが考慮されたもの
- ⑦ 地域の優れた景観形成に大きく影響を与えているもの
- ⑧ 継続的に使用されている、または管理がされているもの

イ：奨励賞

景観賞に準じ、魅力的な景観を形成する上で優れているもの

（2）最終選考手順及び方法 【景観賞と奨励賞を合わせて5作品以内の顕彰】

- 公共空間から見える外観を現地で調査し、その後、会議室で採点評価を実施
- 候補作品の内部は評価対象外
- 委員は、選考基準との適合性を考慮し、総合的な判断により1位～5位まで順位を付けた5作品を選考（4作品以下も可能【1位～4位】）
- 委員の選考結果により採点（1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点）
- 点数の高い作品の中から、最終的には、協議により“総合的に優れているもの”を『景観賞』、必要に応じて景観賞に準じた『奨励賞』を選考
- 公共作品は、建築物で1作品以内、工作物・その他で1作品以内とし、奨励賞は対象外